

分別早見表

可 可燃ごみ 資 資源ごみ 粗 粗大(不燃)ごみ
カ・ス カセットボンベ・スプレー缶 禁 禁止物

家庭系 一般廃棄物	空き缶(飲食品・調味料)	資	業務用ゴムホース(高圧ホース等)	禁	畳(新建材のものに限る)★	粗
	空き缶(灯油)	禁	金庫	粗	注射針	禁
	空き缶(塗料・ワックス)※小型の缶☆	粗	(手提げ金庫かつ指定袋に入るものに限る)☆	粗	机★	粗
	空き缶(塗料・ワックス)	禁	くつ(合成皮革以外のもの)	可	土・土砂	禁
	※パール缶・一斗缶など大型の缶	禁	くつ(合成皮革のもの)☆	可	テレビ	禁
	空き缶	禁	グラスウール	禁	電気ポット☆	粗
	(自動車の不凍液やブレーキ液・オイル等)	禁	蛍光灯	禁	電球☆	粗
	空き缶(筆記具・雑貨・灰皿等)☆	粗	結束バンド☆	可	電子レンジ☆	粗
	空き缶(薬品・洗剤・農薬等)	禁	コード類	粗	トナーカートリッジ☆	粗
	空きびん(医薬品)	禁	(電気コード・LANケーブル)☆	粗	廃油	禁
事業系 一般廃棄物	空きびん(飲食品・調味料)	資	小型充電式電池	禁	バケツ(プラスチック製)☆	可
	空きびん(化粧品)☆	粗	(ニカド・ニッケル水素・リチウムイオン電池など)	禁	パソコン	禁
	空きびんのキャップ(金属製)☆	粗	コップ(ガラス・陶磁器製)☆	粗	パソコン周辺機器(FDD・HDD・MO・ スピーカー・カードリーダー等)☆	粗
	アルミシート	粗	コピー機	粗	パソコン用キーボード☆	粗
	(工事に使用されたもの以外)☆	粗	(指定袋に入るものに限る)☆	粗	バッテリー(自動車・単車・自転車用)	禁
	アルミ付紙容器	可	コンクリートがら	禁	発泡スチロール☆	可
	衣装ケース・収納ケース★	粗	コンクリートブロック・煉瓦ブロック	禁	針金☆	粗
	いす★	粗	梱包用緩衝材(ウレタン)・梱包資材☆	可	ハンガー(プラスチック製)☆	可
	インクリボンカートリッジ☆	可	梱包用ビニール☆	可	ビデオテープ☆	可
	植木鉢(プラスチック製)☆	可	CD☆	可	ビデオデッキ☆	粗
産業系 一般廃棄物	植木鉢(陶磁器製)☆	粗	CDケース☆	可	ビニール袋☆	可
	エアコン	禁	自転車★	粗	プラスチックボトル	可
	AED用電極パッド☆	粗	事務机★	粗	(医薬品が入っていたもの以外)	可
	ACアダプター☆	粗	食器・トレイ(ガラス・陶磁器製)☆	粗	プラスチックボトル	禁
	液体用ポリタンク(飲料・灯油類用)☆	可	スキャナー	粗	(医薬品が入っていたもの)	禁
	LED製品☆	粗	(指定袋に入るものに限る)☆	粗	プリンター	粗
	汚泥	禁	スチール棚★	粗	(指定袋に入るものに限る)☆	粗
	かご(スーパー等の買い物用)☆	可	スプレー缶(殺虫剤)	カ・ス	フロッピーディスク☆	粗
	傘★	粗	スプレー缶(整髪料)	カ・ス	フロッピーディスクのケース☆	可
	ガス管	禁	スプレー缶(塗料)	カ・ス	ペットボトルのキャップ・ラベル☆	可
粗大(不燃) ごみ	ガスコンロ・カセットコンロ	粗	石膏ボード	禁	ペットボトルの本体	資
	(指定袋に入るものに限る)☆	粗	洗剤容器(プラスチック製)☆	可	ボールペン☆	可
	カセットボンベ	カ・ス	剪定枝・伐採木	粗	ボタン電池	禁
	カッターナイフ☆	粗	(太さ5cm、長さ50cm以上のもの)	粗	マウス(パソコン用)☆	粗
	カバン(合成皮革以外のもの)	可	剪定枝・伐採木	可	マットレス(スプリングあり)	禁
	カバン(合成皮革のもの)☆	可	(太さ5cm、長さ50cm以下のもの)	可	マットレス(スプリングなし)★	粗
	紙おむつ(汚物はトイレに)	可	扇風機☆	粗	ライター(金属製)☆	粗
	髪の毛	可	掃除機☆	粗	ライター(プラスチック製)☆	可
	乾電池☆	粗	タイヤ	禁		
	機密書類	可	タイヤホイール	禁		

- ・☆が記載された品目は、排出元一箇所・1日につき、総量が70Lの袋で3袋分まで排出できます。
 ・★が記載された品目は、排出元一箇所・1日につき、総量が5点(指定袋に入る場合は70Lの袋で3袋分)まで排出できます。
 ・上記数量以上の量又は継続的に発生するものは産業廃棄物として処理してください。
 ・指定袋に入らない「粗大(不燃)ごみ」の出し方や処理料金などは一般廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。

お探しの品目が
見つからない場合は…

パソコン・スマートフォンで分別区分が検索できます

神戸市 事業系ごみ分別検索

検索



お問い合わせ

神戸市総合コールセンター
(年中無休 8:00～21:00)

TEL : 078-333-3330 FAX : 078-333-3314
電子メール(ホームページから) <http://www.kobe-call3330.jp>

リサイクル適性(A)

R100

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

古紙配合率100%再生紙を使用しています

令和2年3月発行 神戸市広報印刷物登録平成31年度第261-2号(広報印刷物規格A-1類)

令和2年4月1日から事業系ごみの出し方ルールが変わります!

事業系ごみの出し方 ルールブック

家庭ごみ

家庭生活に伴い発生・排出するごみ

お店兼住宅のお店部分から
出るごみは事業系ごみです

事業系ごみ

事業活動に伴い発生・排出するごみ

お店や会社のほか、農業、宗教法人、NPO、
お店兼住宅のお店部分から出るごみなども含まれます

家庭系一般廃棄物

事業系ごみは
クリーンステーション
には出せません

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の事業系ごみ
(例) 生ごみ、弁当ガラ、書類

産業廃棄物

建設現場、工場などから
出る法律で定めた20種類
のごみ

指定袋を買って、4種類に分ける P1



市は収集しません

令和2年4月から
追加します。

許可業者に運搬を委託する

一般廃棄物収集運搬許可業者
または
神戸市環境共栄事業協同組合
(☎331-3470)に
ご相談ください

P3

自分で市の処理施設に運ぶ

お近くのクリーンセンターや
布施畑環境センターなどに
直接持ち込めます
※カセットボンベ・スプレー缶は
自己搬入できません。

P4

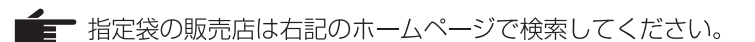
事業系ごみを排出する方には適正に処理する責任があります

- ・不法投棄・野外焼却は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科、さらに法人に対して3億円以下の罰金
- ・事業系ごみをクリーンステーションに出すと不法投棄になります

事業系ごみの分け方・出し方のルール

事業系一般廃棄物は4分別して、指定袋に入れて出す……………

指定袋はお近くのスーパー、コンビニ、ホームセンターなどで販売中。（10枚1組）

 **神戸市事業系ごみ指定袋取扱店** [検 索](#)

可燃ごみ



サイズ	販売価格 (10枚1組/消費税込)
30L袋	570円
45L袋	840円
70L袋	1,310円
90L袋	1,690円

可燃物で一边が概ね50cm以下のもの

以下の品目はできるだけリサイクルしましょう

神戸市 事業系ごみのリサイクル [検 索](#)

生ごみ

水気をよく切って出してください。竹串など紙に包んでください。紙おむつは汚物を取り除いて出してください。

紙ごみ



木質ごみ

概ね5cm以上の太い剪定木、長い剪定木は粗大(不燃)ごみへ。

プラスチック類

注意事項 大量又は継続的に発生するプラスチック、医療関係機関で発生するレントゲンフィルム・点滴ボトル・チューブなどの廃プラスチック類・ゴムくずは産業廃棄物として処理してください。



布・衣類・皮革類



自己搬入する場合は、最寄りのクリーンセンター（東、港島、苅藻島、落合、西）へ **P4**

資源ごみ



サイズ	販売価格 (10枚1組/消費税込)
30L袋	190円
45L袋	270円
70L袋	420円

空き缶、空きびん、ペットボトル（飲料や食品が入っていたもの）

注意事項 大量又は継続的に発生する場合は受入れできない場合があります。（産業廃棄物として処理してください。）

ペットボトル

ラベルとキャップは必ずはずしてください。プラスチック製のキャップ・ラベルは可燃ごみへ。ボトルは軽く水洗いし平たくつぶしてください。



空き缶

一斗缶は、粗大（不燃）ごみ、カセットボンベ・スプレー缶は、穴をあけずに、専用の指定袋で出してください。



空きびん

ビールびんなどのリターナブルびんは販売店に返却してください。金属製のキャップは粗大(不燃)ごみへ。中身は使い切って、軽く水洗いしてください。



自己搬入する場合は、資源リサイクルセンターへ **P4**

排出するときは、下記の区分を守って下さい。正しく分別されていないごみは収集されません。

- ※ 事業系ごみの指定袋の販売価格には処分手数料（可燃ごみ45L袋の場合1枚72円）が含まれています。
- ※ 指定袋に記載された点線以上に詰め込まず、必ず指定袋の口を縛って出してください。
- ※ 大量の廃プラスチック類などの産業廃棄物の搬入を発見した場合、市美化条例に基づき市の廃棄物処理施設への廃棄物の搬入停止を命ずることがあります。

指定袋に入る粗大(不燃)ごみ

サイズ	販売価格 (10枚1組/消費税込)
30L袋	930円
45L袋	1,380円
70L袋	2,150円

指定袋に入る大きさの不燃物
不燃物と可燃物からできているもの
1辺が概ね50cmを超える可燃物で袋からはみださないもの

注意事項 大量又は継続的に発生する場合は受入れできない場合があります。（産業廃棄物として処理してください。）
とがったものは、紙に包んでから袋に入れてください。（「キケン」と表示してください。）

ガラス、陶磁器(コップ、陶器等)

口をしっかりと結んで出してください。
蛍光管等水銀使用製品は産業廃棄物として処理してください。



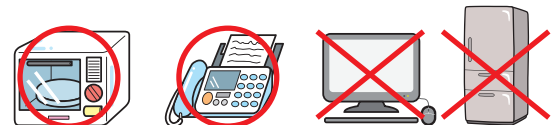
金属類(やかん、フライパン等)

カセットボンベ・スプレー缶は、穴をあけずに、専用の指定袋で出してください。



電気製品(法律でリサイクル等が義務付けられているものを除く)

家電リサイクル法対象機器・パソコンなどは受入れできません。



神戸市 事業系ごみ 搬入禁止物 [検 索](#)

自己搬入する場合は、布施畑環境センターへ **P4**

令和2年4月1日から

カセットボンベ・スプレー缶



サイズ	販売価格 (10枚1組/消費税込)
30L袋	930円
45L袋	1,380円

カセットコンロ用ボンベ
整髪料・殺虫剤・塗料などのスプレー缶（エアゾール缶）

注意事項 ・中身を全部使いきってください。
・穴をあけずに出してください。
・他の粗大（不燃）ごみは入れないでください。

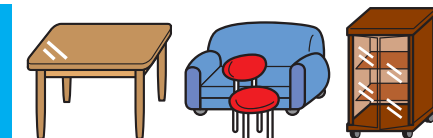


注意事項 自己搬入はできません。必ず許可業者に収集を委託してください。

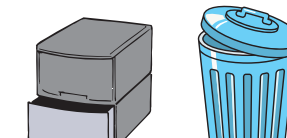
指定袋に入らない粗大(不燃)ごみ

指定袋に入らない大きさの可燃物・不燃物

大型家具、
什器
(机、椅子、
本棚など)



大型
プラスチック
(衣装ケース
など)



注意事項 大量又は継続的に発生する場合は受け入れできない場合があります。（産業廃棄物として処理してください。）

自己搬入する場合は、布施畑環境センターへ **P4**

⚠ 下記のごみは、排出できる量を制限しています

継続的に発生しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず

※ 下記の数値以上の量又は継続的に発生するものは産業廃棄物として処理してください

指定袋に入るもの：排出元一箇所・1日につき、総量が70Lの袋で3袋分まで

指定袋に入らないもの：排出元一箇所・1日につき、総量が5点まで

指定袋に入れなくてもよい場合……………

下記のごみは事前申請により、指定袋に入れずに市の廃棄物処理施設に持ち込むことができます。

- (1) 分別の区分が同一で、単一かつ多量（搬入車両1車分相当）の廃棄物。【例】剪定枝葉
- (2) 機械を利用するため指定袋の利用が困難な場合。【例】道路機械清掃ごみ
- (3) 機密文書など、指定袋への収納が適当でない場合。（機密性をお約束するものではありません。）

搬入希望日の3日前（土・日・祝、12/29～1/3を除く）までに到着するよう申請してください。申請書様式及び申請方法は右記のホームページをご覧ください。

神戸市収納方法の例外 [検 索](#)

許可業者に収集・運搬を委託できます！

事業系ごみの収集・運搬を委託する場合、許可業者への委託が必要です。

- 収集頻度、排出場所、運搬料金を確認の上、排出する指定袋数等に基づき、書面で契約を締結してください。
- 一般廃棄物の運搬を一般廃棄物収集運搬業許可のない業者に委託すると、刑罰が科せられることがあります。
- 許可業者の紹介・契約、作業等に関する相談、苦情
神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】にご連絡ください。
☎331-3470 月～金 9:00～16:00 土 9:00～12:00(祝日を除く)
組合では「苦情処理委員会」を設置し、許可業者に関する苦情や相談、他業者の斡旋などを行っています。

一般廃棄物収集運搬許可業者(市内全域対応).....

業 者 名	所 在 地	電 話	業 者 名	所 在 地	電 話
(株)神東	東灘区魚崎浜町17番地の6	414-0123	(株)マスオカ	長田区六番町2丁目1番地の27	576-7383
(株)河田商会	東灘区向洋町東2丁目4番地	858-2488	(株)白石組	長田区片山町1丁目15番20号	643-1800
(株)吉岡清掃	東灘区御影塚町1丁目4番3号	811-0055	(株)イノウエ	長田区東尻池町9丁目1番20号	652-0538
(株)北神	灘区浜田町1丁目1番22号	822-8778	高取商事(株)	長田区苅藻通6丁目3番2号	652-1175
(有)神戸清掃舎	灘区味泥町7番32号	801-1318	(有)大清	長田区苅藻島町1丁目1番43号	652-0550
(株)川崎環境開発興業	中央区脇浜町3丁目2番21号	251-9103	神港衛生(株)	長田区苅藻島町2丁目2番11号	681-8228
石原アメニテック(株)	中央区雲井通7丁目1番1号ミント神戸ビル3階	251-8511	(有)ナガタ商会	須磨区多井畑字池ノ奥口7番地の8	741-0007
(有)内外クリーナ	兵庫区下沢通7丁目2番26号	577-8988	(有)美化推進西山商店	垂水区つつじが丘1丁目6番地の10	706-0782
藤定運輸(株)	兵庫区遠矢浜町5番8号	681-2525	(有)舞子運送	西区伊川谷町潤和1015番地の1	974-8825
(株)松本興業社	長田区五番町5丁目1番地27-104号	577-1117	(株)山陽	西区平野町堅田338番地	961-0139

許可業者への委託は有料です.....

1. 指定袋に入れて出すごみ

区 分	収集運搬手数料※1
すべての排出区分	30L 96円/袋
	45L 144円/袋
	70L 224円/袋
	90L 288円/袋

指定袋の購入代金には処分手数料が含まれており、許可業者に改めて支払う必要はありません。

【例】可燃ごみ用45L指定袋に含まれる処分手数料
45L×0.2(規定比重)=9kg
9kg×80円(10kgあたり処分手数料)=72円が処分手数料です。

※1 許可業者が受け取る収集運搬料金の上限は、収集運搬手数料を1.05で割り、さらに1.1倍した額になります。
※2 90L袋は「可燃ごみ」のみ販売しています。

2. 指定袋に入れずに出すごみ

●収集運搬料金は重量で計算します

区 分	収集運搬手数料※1
すべての排出区分	160円/10kg

処分手数料も別途必要です **P4 E**

●重量により料金等を定めることができない場合
状況によって重量を量ることができない場合は、ごみの容積に市条例で規定する下記の係数(比重)を乗じ、重量に換算して収集運搬料金や処分手数料を計算します。

廃棄物の区分	比重	換算重量
可燃※3、粗大(不燃)	0.2	1㎡当り200kg
重量物※4	0.3	1㎡当り300kg

※3 発泡スチロール(指定袋に入れないことを認められたもの)は著しく比重が軽いため、許可業者が別に統一料金を設けています。詳しくは許可業者にお問い合わせください。

※4 大根・イモなどの根菜類やカボチャ、果実類、機密書類、主に金属からなる事務用什器類、イベントごみなど

3. 割増料金(収集運搬作業で特別な取扱いを要する場合は、市条例で割増料金が認められています)

1割増	●分別区分が異なる指定袋が混在して、収集時の分別に手間を要する場合	5割増	●概ね午後10時から翌日午前5時までの間に収集する場合 ●3割増の範囲内において加算することができる作業が複合する場合 ●少量排出に伴う、不定期収集が行われる場合
3割増	●概ね午後5時から午後10時までの間に収集する場合 ●ごみがバラ出で排出され、収集時に容器への収納、梱包作業を要する場合 ●ダストシュートなど建物と一体となった場所からかき出し作業を要する場合 ●収集車両の駐車可能地点から20m以上の小運搬作業を要する場合 ●収集車両の駐車可能地点から1階以上の段差の小運搬作業を要する場合		(注意) 許可業者の運搬料には、清掃、分別、袋詰めなどの付随作業の料金は含まれません。

自分で運べます！

事業系ごみを自分で運搬して、市の廃棄物処理施設に搬入することができます。

※カセットボンベ・スプレー缶は自己搬入できません。必ず許可業者に委託して下さい。

1. 指定袋に入れて出すごみ

事業系ごみ指定袋に入れて市の廃棄物処理施設に搬入する場合は、指定袋の購入代金にすでに処分手数料が含まれているため、施設に搬入する際に費用を支払う必要はありません。

2. 指定袋に入れないごみ

指定袋に入れなくてよいごみは重量をはかり、処分手数料をいただきます。
事前に「指定袋収納義務除外申請書」の提出が必要となります。**P2 E**
ただし、指定袋に入らない可燃物・不燃物は布施畑環境センターへ搬入して下さい。

ごみの種類	処分手数料
可燃ごみ	80円/10kg
資源ごみ	40円/10kg
粗大(不燃)ごみ	140円/10kg

3. 搬入先

自己搬入の受付日時、申請に必要な書類や搬入可能な廃棄物が決まっています。必ず事前に各施設にお問い合わせください。

ごみの区分	搬 入 先	所在地	連絡先	受付時間(12/29～1/3休業)
可燃ごみ	東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1-7	☎452-4100	月～金(祝日を除く) 10:00～12:00 13:00～15:00
	苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町3-12-28	☎652-3398	
	落合クリーンセンター	須磨区中落合3-1-1	☎792-3824	
	西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹74-1	☎974-2005	
可燃ごみ 木質系の粗大(不燃)ごみ	港島クリーンセンター	中央区港島9-12-1	☎304-0530	月～金(祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～15:00
粗大(不燃)ごみ	布施畑環境センター (搬入管理事務所)	西区伊川谷町布施畑1172-2	☎974-2411	月～金 8:30～12:00 13:00～16:00 祝日(土・日を除く)8:30～15:00
資源ごみ	資源リサイクルセンター	西区見津が丘1-9	☎995-3323	月～金(祝日を除く) 8:30～12:00 13:00～16:00

＜布施畑環境センターに粗大(不燃)ごみを直接持ち込む方へ＞

排出できる量を制限しています

○指定袋に入るもの・・・排出元一箇所・1日につき、総量が70Lの袋で3袋分まで

○指定袋に入らないもの・・・排出元一箇所・1日につき、総量が5点まで

くわしくは、布施畑環境センター 搬入管理事務所(☎974-2411)までお問い合わせください

ごみも経費もダイエット！

ごみ処理経費は指定袋の数に応じて決まります

月間で、45L指定袋で可燃ごみを10袋、資源ごみを2袋、粗大(不燃)ごみを1袋出せば...

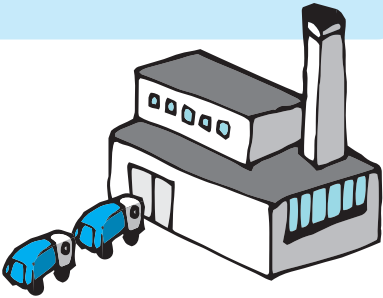
ごみの種類	収集運搬経費	処分経費	月計	月間合計
可燃ごみ	10袋×150円	10袋×84円	2,340円	2,982円
資源ごみ	2袋×150円	2袋×27円	354円	
粗大(不燃)ごみ	1袋×150円	1袋×138円	288円	

※1 可燃ごみや粗大(不燃)ごみの45L指定袋には標準で9kg(=45L×規定比重0.2)入ります。

※2 収集運搬経費の単価150円は、45L指定袋1袋当たりの収集運搬手数料144円を1.05で割り1.1倍した額です。

より詳しい計算の仕方は、下記のホームページをご覧ください。

神戸市事業系ごみ経費試算表 検 索



ごみを減らすには？

普段みなさんが出している事業系ごみの中には、資源化できるものや、計画的に消費すれば減らすことができるものが多く含まれています。
市が平成30年度に実施した調査では、可燃ごみの中に資源化できるもの（資源化できる紙が15%、手つかず（未開封）食品が5%など）が含まれていることがわかっています。
減量や資源化は、コスト削減にもつながります。今一度、ごみの減量・資源化をご検討ください。

紙ごみのリサイクル

（段ボール・OA紙・新聞・雑誌・その他雑紙）

- まずは「紙」から減量を
紙ごみは、種類ごと（新聞紙・ダンボール・雑がみ）に分別することでリサイクルすることができます。
リサイクルすることにより可燃ごみの量も減りますので、排出にかかる費用を削減することができます。
また、分別の状況、紙の量や状態などの条件によっては買取ってもらえる場合もあります。

「雑がみ」とは？

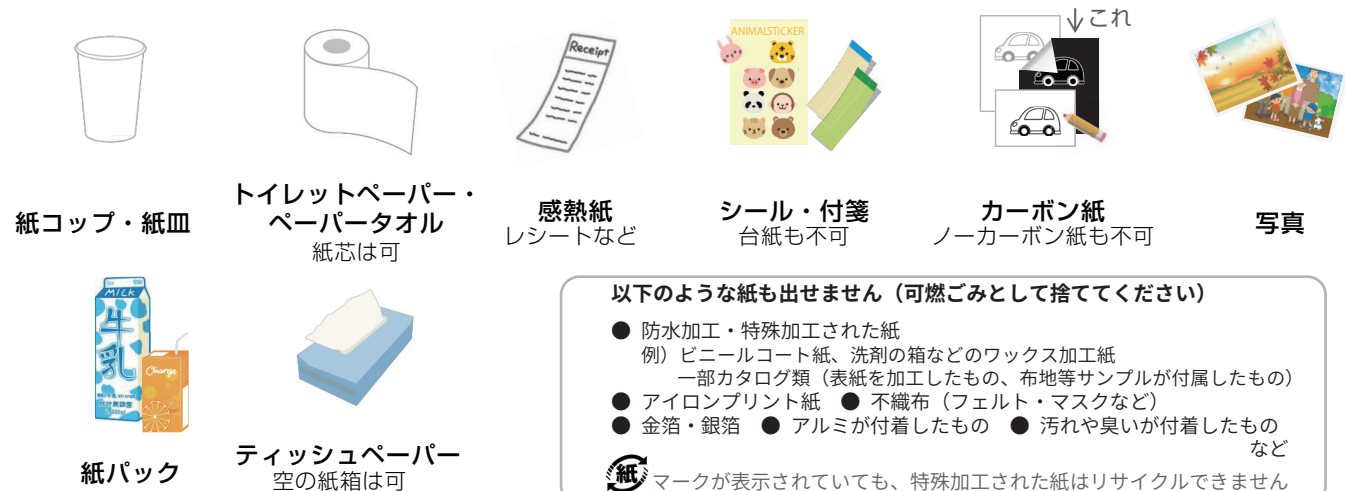
「雑がみ」とは、段ボール・飲料用紙パック以外の、様々なリサイクルできる紙のことです。
ただし、表面をコーティング加工した紙、感熱紙、写真などはリサイクルできません。

雑がみで出せるもの

紙以外のもの（金具、クリップ、クリアファイル、輪ゴム、綴じヒモ、セロファンテープ、布、革、CDなど）を混ぜて出さないでください。



雑がみで出せないもの



- リサイクルをどう徹底するか
リサイクルを進めるにあたり難しいのは、その紙が雑がみなのか禁忌品なのかどうかを判断することではないでしょうか。

そこで、仕事場で使う主要な紙（たとえばオフィスなら、コピー用紙、封筒、レシートなど）がどの分類になるのかがはっきりわかるようにしておき、従業員がストレスなく分別できるような工夫は効果的です。

- リサイクルの相談先
紙ごみの回収品目や費用等は、現在契約している一般廃棄物収集運搬許可業者、または、神戸市環境共栄事業協同組合（共栄会 ☎331-3470）、兵庫県製紙原料直納協同組合（神戸古紙リサイクルの会内 ☎265-6860）にご相談ください。



たとえば、ある店舗では、「資源分別置き場」を設置し、その前にはお店での販売活動や商品加工・サービスから発生する廃棄物の分別方法を写真付きでわかりやすくまとめたポスターを掲示しています。

食品リデュース・リサイクル

- まず、発生抑制
作り過ぎ、売れ残りの無駄を省くなど、まず生ごみの発生抑制から。【具体例】少量メニュー（ハーフサイズ）の設定など
- 次に、再資源化
飼料化、肥料化等のリサイクルをご検討ください。

①神戸市内の食品リサイクル施設

再資源化業者	施設所在地	連絡先	事業内容
マツダ(株)	東灘区住吉浜町17番地の8	☎851-2213	液状の堆肥化

②登録再生利用事業者（農林水産省）
右記のホームページには食品リサイクルを行う再生利用事業者が登録されています。

登録再生利用事業者一覧表 検索

③食品リサイクルに関する政府の取組み
食品リサイクル法では、食品製造・流通、外食業等による食品循環資源の再生利用の促進を図っています。「フードバンク」「食品リサイクル・ループ」など、食品リサイクルの詳細については農林水産省のホームページをご覧ください。

農林水産省 食品リサイクル法関連 検索

④ワケトンエコショップ・ワケトンエコレストラン
神戸市では、廃棄物の発生抑制、再資源化、減量化に取り組む小売店を「ワケトンエコショップ」、飲食店、旅館等を「ワケトンエコレストラン」として認定し、お店をホームページ等で紹介しています。

ワケトンエコショップ 検索



魚腸骨(魚アラ)のリサイクル

卸小売業などで魚の調理、加工時に大量に発生する魚腸骨(魚アラ)は市の廃棄物処理施設では受け入れしていません。再資源化が可能なため右記の再生輸送業者にご相談ください。

再生輸送業者	所在地	連絡先
(株)泰成総業	北区杉尾台2丁目15番地の8	☎593-2456
(有)高井商店	西区岩岡町岩岡616番地の107	☎967-1464
(有)富田海産	東灘区深江浜町1番地の1 神戸市中央卸売市場東部市場	☎451-3875

ホクズのリサイクル

木くずや繊維くずなどもリサイクルが可能です。持ち込みされる場合、下記の業者に必ず事前にお問い合わせください。

再資源化業者	連絡先TEL	受入可能物	再資源化業者	連絡先TEL	受入可能物
(株)神戸ポートリサイクル	☎303-0505	臨港地区等の木屑	藤定運輸(株)	☎671-2521	木屑・繊維屑・紙屑
大栄環境(株)	☎857-6791	木屑	(株)萩原林業	☎922-6886	木屑

業種別・ごみの分け方のポイント

業種ごとに出るごみの種類は異なります。出るごみの特徴、傾向を掴むことで減量化に繋がります。

オフィス

オフィスで多く排出されるコピー用紙や、チラシ、封筒、ダンボールといった紙ごみはリサイクルすることで可燃ごみの減量につながります。

可燃	コピー用紙・ダンボール・弁当がら ※コピー用紙・ダンボールなどの紙は、積極的にリサイクルしましょう	資源	ペットボトル・空き缶 ※飲食料・調味料入っていたもの
-----------	--	-----------	-------------------------------

飲食業

飲食業から排出される残飯やコーヒー・茶がらなどの生ごみは、水気をよく切るだけで減量になります。
また、店内の新聞・雑誌などの紙ごみはリサイクルすることで可燃ごみの減量につながります

可燃	生ごみ(残飯・コーヒー・茶がらなど)・新聞紙・雑誌・プラスチック容器・割りばし ※生ごみは水気をよく切ってください ※新聞紙・雑誌などの紙は、積極的にリサイクルしましょう
-----------	---

医療機関・薬局・製薬業

医療機関・薬局・製薬業からよく排出されるコピー用紙や、薬品等を梱包していた空箱、待合スペースの新聞などの紙ごみはリサイクルすることで可燃ごみの減量につながります。

可燃	コピー用紙・新聞紙・雑誌・空箱(紙箱・ダンボール)・紙コップ ※コピー用紙・ダンボールなどの紙は、積極的にリサイクルしましょう	資源	ペットボトル・空き缶 ※飲食料・調味料入っていたもの
-----------	--	-----------	-------------------------------

福祉事業・教育機関

福祉事業・教育機関の利用者の飲食に伴う生ごみは、水気をよく切るだけで減量になります。
また、使用済みおむつは汚物を取り除いて出す必要があります。

可燃	コピー用紙・ダンボール・生ごみ・紙おむつ(感染のおそれがないもの) ※コピー用紙・ダンボールなどの紙は、積極的にリサイクルしましょう ※感染のおそれのある紙おむつは産業廃棄物(感染性廃棄物)として処分してください
資源	ペットボトル・空き缶 ※飲食料・調味料入っていたもの

理容店・美容院

理容店・美容院で使用するカラー剤・パーマ液等のスプレー缶は、中身を使い切ったうえで、穴を開けずに「カセットボンベ・スプレー缶」専用指定袋に入れて排出してください。

可燃	髪の毛・雑誌・パーマ液容器(プラスチック) ※雑誌などの紙は、積極的にリサイクルしましょう	資源	ペットボトル・空き缶 ※飲食料・調味料入っていたもの
		カセットボンベ・スプレー缶	スプレー缶

販売業・運送業

取扱う商品の多い販売業・運送業では、ごみの中で割合の大きいもの(販売業ならダンボールやコピー用紙といった紙ごみ)をリサイクルなどへ回すことで、排出するごみ量を比較的容易に減らすことができます。

可燃	コピー用紙・ダンボール・新聞紙 ※コピー用紙・ダンボールなどの紙は、積極的にリサイクルしましょう	資源	ペットボトル・空き缶 ※飲食料・調味料入っていたもの
-----------	---	-----------	-------------------------------

建設業・製造業

建設業・製造業からよく排出される、設計図等の紙ごみはリサイクルすることで可燃ごみの減量につながります。
また、工事や製造過程で発生するプラスチック・ゴムくず・繊維くず・がれき類などは産業廃棄物として処分してください。

可燃	コピー用紙・チラシ・生ごみ ※コピー用紙・ダンボールなどの紙は、積極的にリサイクルしましょう	資源	ペットボトル・空き缶 ※飲食料・調味料入っていたもの
-----------	---	-----------	-------------------------------

自動車・オートバイ関連業

自動車・オートバイ関連業から排出されるコピー用紙や伝票、カタログといった紙ごみはリサイクルすることで可燃ごみの減量につながります。
なお、タイヤやその他関連部品は産業廃棄物として処分してください。

可燃	コピー用紙・ダンボール・伝票・生ごみ ※コピー用紙・ダンボールなどの紙は、積極的にリサイクルしましょう	資源	ペットボトル・空き缶 ※飲食料・調味料入っていたもの
-----------	--	-----------	-------------------------------

農林・園芸業

農林・園芸業からは、土などを入れていた空き袋、ビニールポットやプラスチックカップ、花がらや茎などが排出されています。
また、コピー用紙やダンボールといった紙ごみも見受けられ、これらはリサイクルすることで可燃ごみの減量につながります。

可燃	肥料袋・茎・花がら・木質ごみ・ビニールポット
-----------	------------------------

ここに掲載している以外の、業種別のよく出る品目については、以下からご覧いただけます。

神戸市 事業系ごみ分別検索 検索 メニュー画面から「業種でさがす」を選択してください

よくあるご質問

Q1 少量のごみしか出ない職場です。事業系ごみの指定袋に入れ、家庭ごみのクリーンステーションに出せますか？

A1 クリーンステーションに出せるごみは家庭ごみに限られています。許可業者に委託するか、ご自分で市の廃棄物処理施設に搬入して処理してください。**P3,4**
なお、事業系ごみをクリーンステーションに出すと、不法投棄として罰せられる場合があります。

Q3 傘などの長いごみを、「粗大(不燃)ごみ専用指定袋」に入れると端がはみ出します。はみ出してもいいですか？指定袋を2枚使って入れてもいいですか？

A3 指定袋の口を縛って入れることのできない大きさのごみは、そのまま出してください。詳しくは許可業者又は事業系廃棄物対策課(☎595-6184)にご相談ください。

Q5 他人に見られたくないごみを別の小袋に入れ、それを指定袋に入れて出してもよいですか？

A5 「資源ごみ」以外は、小袋に入れたごみを指定袋に入れることは構いません。ただし、黒色の袋に入れると、ごみの種類などが確認できませんので、おやめください。

Q7 事業系ごみの指定袋を買ったが不良品でした。取り替えてもらえますか？

A7 ご迷惑をおかけし申し訳ありません。不良品は交換させていただきますので、購入店にお申し出ください。

Q9 事業系ごみ用指定袋が破れやすいのですが、市販の袋と比べて厚さが足りないのではないですか？

A9 市販の同じ容量の一般的なポリ袋と比べて厚めに作っており、標準的なごみの重量に十分耐えられる強度となっています。ただし、鋭利なものを入れると破れやすいので、ガラス片などを入れる場合は紙に包むなどしてください。

Q11 古新聞、古雑誌や段ボールなどを輩出するにはどうしたらよいですか？

A11 古紙は出来るだけリサイクルして下さい。まずは現在契約中の許可業者にご相談ください。なお、契約業者が対応できない場合は、神戸市環境共栄事業協同組合(☎265-6860)までお問い合わせください。

Q13 カセットボンベ・スプレー缶の排出量がすくないので、「粗大(不燃)ごみ専用指定袋で他の粗大(不燃)ごみとして出しているですか？

A13 「粗大(不燃)ごみ」では出せません。排出量が少ない場合でも必ず「カセットボンベ・スプレー缶専用指定袋」をご利用ください。

Q15 蛍光灯等水銀使用製品を捨てたいが、量が少ないので、「粗大(不燃)ごみ」として出してもいいですか？

A15 「粗大(不燃)ごみ」では出せません。必ず産業廃棄物として処理してください。水銀使用製品産業廃棄物の処理にあたっては、現在契約中の一般廃棄物収集運搬許可業者、または兵庫県産業資源循環協会(☎381-7464)へご相談ください。

Q2 プラスチック類と金属が一体となったごみは、「可燃ごみ」ですか、「粗大(不燃)ごみ」ですか？

A2 金属が簡単にはずせないプラスチックごみは破碎して金属を回収するので、「粗大(不燃)ごみ」で出してください。ただし、ビデオテープ、カセットテープ、ボールペン、シャープペンシル、プラスチック製使い捨てライターなどは「可燃ごみ」で出してください。

Q4 購入済みの「不燃ごみ専用指定袋」や「粗大ごみ専用指定袋」は、平成25年4月の排出区分の変更後も使えますか？それとも、返品すれば代金を払い戻してもらえますか？

A4 どちらも、「粗大(不燃)ごみ専用指定袋」としてご利用いただけます。

Q6 指定袋にできるだけ詰め込めば得になるので、詰め込んで、口をガムテープなどでふさいで出してもよいですか？

A6 収集時に口が開いて、ごみが散乱する恐れがあります。指定袋に印刷されている目安の点線以上にごみを入れず、口をしっかりと縛って出してください。

Q8 事業系ごみの指定袋は、家庭ごみ用指定袋と比べて高すぎるのではないですか？

A8 事業系ごみ指定袋の販売価格には、袋の実費のほか、処分手数料が含まれているため、家庭ごみ用指定袋と比べて高くなっています。しかし、袋の実費だけを比べれば大差ありません。

Q10 許可業者との契約内容に納得がいきません。どこに相談したらよいですか？

A10 神戸市環境共栄事業協同組合【共栄会】(☎331-3470)では「苦情処理委員会」で許可業者に関する苦情、相談の受け付け、別の許可業者の斡旋などを行っています。なお、直接連絡しにくい場合は、環境局事業系廃棄物対策課にご相談ください。

Q12 「カセットボンベ・スプレー缶」を捨てる時、穴はあけなくてよくなるのですか？

A12 穴をあける必要はありません。必ず中身を使い切って、穴をあけずに「カセットボンベ・スプレー缶専用指定袋」に入れて排出してください。

Q14 スプレー缶の中身を出し切るには、どのようにすればいいですか？

A14 中身が残っているスプレー缶は、中身排出機構(ガス抜きキャップ)を使って風通しのよい屋外で排出してください。詳しくは、日本エアゾール協会のホームページをご覧ください。
(一社)日本エアゾール協会(URL:https://www.aij.ro.jp/)

Q16 白熱電球やLED製品も蛍光管と同じく産業廃棄物になるのですか？

A16 白熱電球やLED製品など水銀を使用していない照明器具は、大量又は継続的に発生しないのであれば、「粗大(不燃)ごみ」として出してください。

受け入れできません！(禁止物)

以下のものは市の廃棄物処理施設で受け入れできません。詳しくは環境局事業系廃棄物対策課又は一般廃棄物収集運搬業許可業者までお問い合わせください。

産業廃棄物

法律で定められた20種類の事業系ごみ(※は特定業種、施設のみ該当)

●燃え殻 ●汚泥 ●廃油 ●廃酸 ●廃アルカリ
●廃プラスチック類 ●紙くず※ ●木くず※ ●繊維くず※
●動植物性残渣※ ●動物系固形不要物※ ●ゴムくず
●金属くず ●ガラス・陶磁器くず等 ●鉱さい ●がれき類
●動物のふん尿※ ●動物の死体※ ●ばいじん※
●廃棄物のコンクリート固化物等
産業廃棄物の処理は産業廃棄物処理許可業者にご相談ください。具体的な料金は各業者にお問い合わせください。許可業者の紹介(一社)兵庫県産業資源循環協会 ☎381-7464 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)

特別管理一般廃棄物

血液の付着したガーゼや包帯などの感染性廃棄物

(一社)兵庫県産業資源循環協会(☎381-7464)又は産業(特別管理産業)廃棄物処理許可業者にご相談ください。
※医療関係機関で発生する非感染性の
廃プラスチック類やガラスくず等は
産業廃棄物として処理してください。

パソコン

デスクトップパソコン(モニター含む)、ノートパソコン

各メーカーの回収窓口回収を依頼してください。メーカー不明の場合は、(一社)パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。

PC3R

検索

自作機、メーカー不明機を廃棄処分する場合は、産業廃棄物として処理してください。

その他

危険物、有毒物、自動車関連品など

ごみの種類	処理相談窓口	連絡先
カセットボンベ(中身を使い切っていないもの)	ボンベ記載の発売元または(一社)日本ガス石油機器工業会のカセットボンベお客様センター	☎0120-14-9996
プロパンガスボンベ	(一社)兵庫県エルピーガス協会	☎361-8068
消火器	製造、販売元または(一社)兵庫県消防設備保守協会 消火器リサイクル推進センター	☎333-8012 ☎03-5829-6773
自動車	販売店など自動車リサイクル法引取業者	
オートバイ・原動機付自転車	販売店または二輪車リサイクルコールセンター	☎050-3000-0727
タイヤ	タイヤ販売店	
農薬などの薬品	販売店または(一社)兵庫県産業資源循環協会	☎381-7464
ピアノ	販売店または神戸市環境共栄事業協同組合	☎331-3470
小形充電式電池(ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン)	(一社)JBRC	☎03-6403-5673

※引取料金がが必要な場合、指定場所への持ち込みが必要となる場合、引取業者を紹介する場合があります。

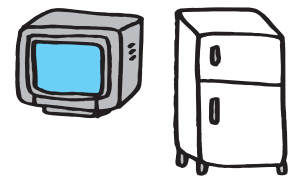
受け入れ制限物

布団、絨毯などの処理困難物や一時多量に排出される廃棄物は、一時に受け入れる量に制限があります。

環境局事業系廃棄物対策課(☎595-6184)または一般廃棄物収集運搬業許可業者 **P3** までお問い合わせください。

家電リサイクル法対象家電製品

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機



販売店にご相談になるか、ご自分で下記の指定引取場所に持込んでください。

●指定引取場所
(株)大神 …………… 東灘区向洋町東4-15-12 ☎857-5433(代)
西濃運輸(株)神戸支店… 東灘区向洋町東3-11 ☎857-6963(代)
月～土曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始・盆は除く)

詳しくは(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(☎0120-319640)のホームページでご確認ください。

家電リサイクル券センター

検索

業務用電気製品は家電リサイクル法の対象外です。産業廃棄物として処理してください。メーカー不明機も同様です。業務用エアコン、冷蔵庫等はフロン回収が必要です。フロン回収業者は下記のホームページでご確認ください。

兵庫県フロン回収

検索

重要 蛍光管等水銀使用製品

蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計などの水銀使用製品は、令和2年4月1日からは、すべて産業廃棄物として処理してください。水銀使用製品産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物処理許可業者または(一社)兵庫県産業資源循環協会(☎381-7464 月～金 9:00～17:00)にお問い合わせ下さい。